

一般廃棄物処理基本計画

平成22年2月

東京二十三区清掃一部事務組合

一般廃棄物処理基本計画の策定にあたって



平成 12 年に清掃事業が東京都から特別区に移管されて満 10 年を迎えようとしています。

各区は、それぞれの特徴を活かした収集サービスの提供やリサイクルの普及を行い、区民に身近な事業として定着してきました。特別区が共同で設置した当組合においても、ごみの中間処理を安定かつ確実に行うとともに、効率的な運営を目指して経営改革に取り組んできたところです。

さらに、特別区は、35 年ぶりに分別区分を変更して廃プラスチックのサーマルリサイクルを開始し、特別区と当組合が一体的に取り組むことで平成 20 年度末までに全区で実施されました。

これに伴い、最終処分場の大幅な延命化が図られるとともに、ごみの発生量や性状にも大きな変化が現れてきました。

一方、地球温暖化や資源枯渇への対策など地球環境を保全し次世代に引き継ぐための様々な取り組みが、区民や事業者及び行政に求められています。

こうした環境の変化に対応して適切に事業を推進するために、このたび一般廃棄物処理基本計画を見直すことにしました。

本計画では、ごみ量の予測値を見直し、それに合わせて施設の廃止や集約を行い経費の削減や最終処分量の一層の削減を図ることとしました。

また、引き続き「循環型ごみ処理システムの推進」を計画目標として、新たに効率的で安定した中間処理体制の確保と地球温暖化防止対策の推進を加え、確実なごみの中間処理体制を構築して地球温暖化防止対策にも積極的に取り組んでいくことにしました。

ごみの中間処理は、収集・運搬や最終処分とともに清掃事業を構成する重要な機能を担い、区民の皆様が衛生的で快適な生活を送るためには欠くことのできない事業です。

加えて可能な限り環境負荷を抑えるとともに、地球環境保全の視点から処理の過程で回収されるエネルギー等の資源の活用も求められています。

当組合は、今後もこの責任を全うするため、特別区と一丸となって計画を着実に進めてまいります。

平成 22 年 2 月

東京二十三区清掃一部事務組合

管理者 **多田正見**

目次

はじめに	1
I 本編	2
第1章 計画策定の趣旨	2
1 清掃一組の基本計画	2
2 基本計画の性格	3
3 計画期間	3
第2章 23区の概況とごみ処理の現状	4
1 人口及び事業所数	4
2 ごみ収集実績	5
3 ごみの組成	6
4 ごみ処理の流れ	7
5 ごみの中間処理に係る経費	8
第3章 ごみ量予測	9
1 ごみ量の予測	9
2 処理量の予測	11
第4章 計画の目標と施策の体系	12
1 計画の目標	12
2 施策の体系	13
第5章 循環型ごみ処理システムを推進する施策及び取組	14
1 効率的で安定した中間処理体制の確保	14
(1) ごみ受入体制の拡充	14
(2) 安定稼働の確保	14
(3) 中間処理を担う人材の育成	15
① 法定資格取得の推進	15
② 清掃技術訓練センターの活用	15
(4) 運転管理等業務委託の推進	15
(5) 計画的な施設整備の推進	15
(6) ごみ処理技術の動向の把握	15
2 環境負荷の低減	16
(1) 環境保全対策	16
(2) 環境マネジメントシステムの活用	16
3 地球温暖化防止対策の推進	17
(1) 熱エネルギーの一層の有効利用	17
(2) 地球温暖化防止対策への適切な対応	17
(3) その他の環境への取組	18
4 資源回収の徹底	19
(1) ごみ処理過程での資源の選別回収	19
(2) 灰処理過程での資源回収	19
5 最終処分場の延命化	20

(1) 焼却灰の全量処理.....	20
(2) 破碎処理残さの埋立処分量削減.....	20
第6章 施設整備計画.....	21
1 清掃工場の整備.....	21
(1) 焼却処理実績.....	21
(2) 清掃工場の整備計画.....	22
① 整備に伴う準備期間と標準的な整備期間.....	22
② 清掃工場の整備スケジュール.....	22
2 不燃ごみ・粗大ごみ等の処理施設整備.....	24
(1) 不燃・粗大の共通処理.....	24
(2) 別途処理が必要な廃棄物の処理施設.....	24
3 その他施設の整備.....	25
(1) 灰溶融処理施設の整備計画.....	25
(2) 溶融スラグ貯留施設.....	25
4 施設整備に伴う事業費試算.....	25
第7章 生活排水処理基本計画.....	26
1 現状.....	26
2 基本方針.....	26
3 計画期間.....	26
4 処理計画.....	27
計画の着実な推進に向けて.....	29
II 計画策定の考え方.....	31
1 ごみ量推計.....	31
(1) 長期的なごみ量推計の手法.....	31
(2) ごみ発生量と排出抑制量の捉え方.....	32
① 家庭ごみ.....	32
② 事業系ごみ.....	32
2 焼却施設整備.....	33
(1) 焼却余力の考え方.....	33
① 焼却余力の必要性.....	33
② ごみバンクの役割.....	34
③ 必要な焼却余力の算出.....	34
(2) 焼却能力と地域バランス.....	37
(3) 清掃工場の計画耐用年数.....	38
(4) 整備に伴う準備期間と整備期間.....	40
① 建設計画、都市計画、環境影響評価手続.....	40
② 標準整備期間.....	41
3 不燃ごみ・粗大ごみ等の処理施設整備.....	42
(1) 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設.....	42
(2) 別途処理が必要な廃棄物の処理施設.....	42

(3) 中防処理施設の再配置.....	4 3
4 焼却灰の処理	4 3
5 溶融スラグ有効利用	4 4
III 資料編.....	4 5
1 ごみ焼却処理の沿革	4 5
(1) 野焼きから焼却処理へ.....	4 5
(2) 焼却と環境対策.....	4 5
(3) 廃プラスチックのサーマルリサイクルの影響とその対応.....	4 6
2 不燃ごみ処理の沿革	4 7
(1) 高度成長期におけるごみ質の変化.....	4 7
(2) 分別収集開始からサーマルリサイクルまで.....	4 7
(3) 不燃ごみ処理・処分の沿革.....	4 8
3 粗大ごみ処理の沿革	4 9
(1) 粗大ごみ収集の沿革.....	4 9
(2) 粗大ごみの処理処分.....	4 9
4 溶融処理の沿革	5 0
(1) 大田第二清掃工場への導入.....	5 0
(2) 飛灰に多く含まれる重金属類対策.....	5 0
(3) 国のダイオキシン類削減対策.....	5 1
(4) 逼迫する処分場と新海面処分場の埋立免許にかかる条件.....	5 1
(5) 東京都における灰溶融施設導入の動き.....	5 1
(6) 清掃一組での灰溶融施設整備の取組.....	5 2
(7) 国の補助金要綱の取扱変更.....	5 2
5 スラグの有効利用の沿革	5 3
(1) スラグ資源化の調査・研究.....	5 3
(2) 品質管理と利用指針等.....	5 3
(3) 清掃事業移管後の事業計画.....	5 3
(4) 有効利用材としての標準化.....	5 4
IV 前計画の進捗状況	5 5
本編の用語説明	5 7
一般廃棄物処理基本計画改定検討委員会等委員名簿.....	6 1

一般廃棄物処理基本計画 本編

基本計画の考え方・資料編

はじめに

この一般廃棄物処理基本計画（以下「基本計画」という。）は、平成 18 年 1 月に策定した基本計画（計画期間平成 18 年度から平成 32 年度）を改定したもので、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）が担う廃棄物の中間処理について策定したものです。本基本計画は廃棄物処理のほか、生活排水処理に関する基本計画も含んでいます。

国の「ごみ処理基本計画策定指針（平成 20 年 6 月）」（以下「策定指針」という。）は、「おおむね 5 年ごと」に改定するほか、「計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合」に見直しを行うことが適切であると規定しています。

今回は廃プラスチックのサーマルリサイクルの実施によるごみ量・ごみ質の変化があり、策定指針で規定されている計画策定の前提となる諸条件に大きな変動が生じたことで改定しました。

I 本編

第1章 計画策定の趣旨

1 清掃一組の基本計画

清掃一組は、23区が清掃事業を実施するにあたり、中間処理を共同で行うため、平成12年4月に設立した組織です。

23区における清掃事業は、図-1のように一般廃棄物の収集・運搬を各区が、中間処理及びし尿の下水道投入を清掃一組が実施し、最終処分は東京都に委託して埋立処分場で行われています。

このため、清掃一組の基本計画は、焼却処理等の中間処理を主な内容とした基本計画となっています。

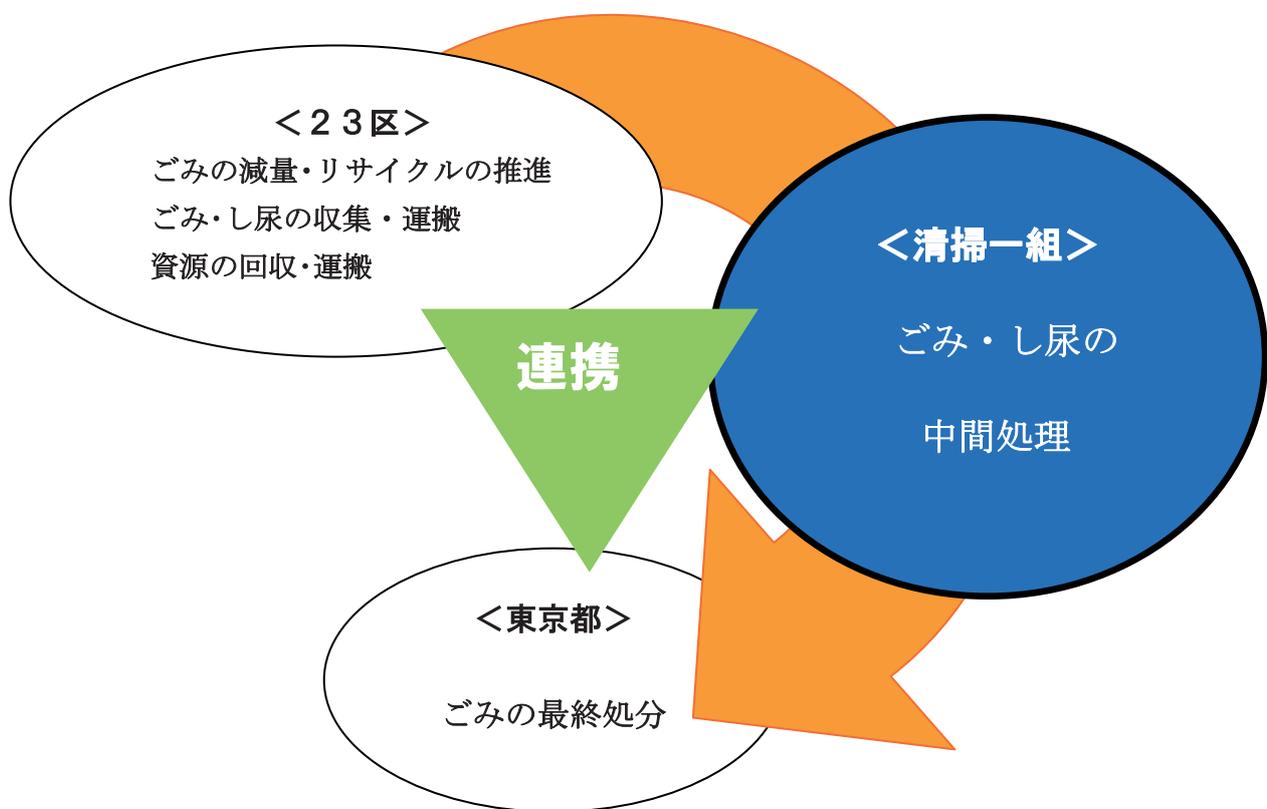


図-1 清掃一組・23区・東京都の役割

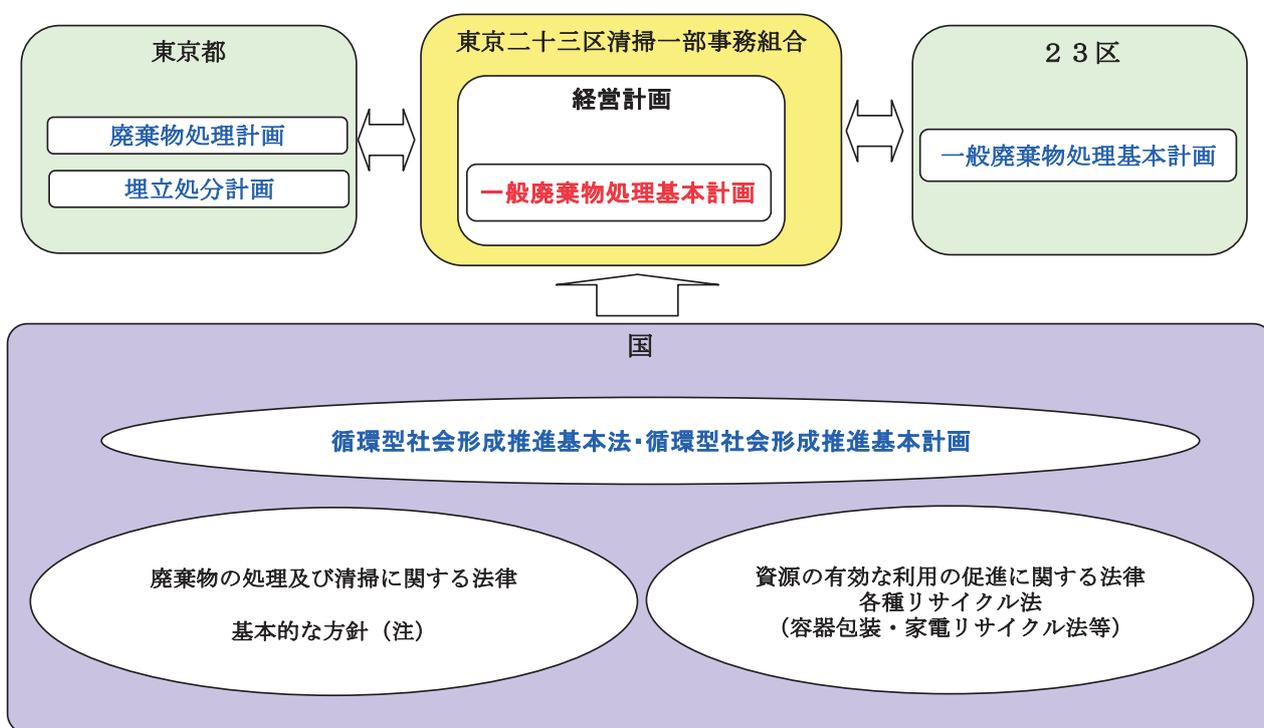
2 基本計画の性格

本基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条の規定に基づき策定したものです。

また、清掃一組の中・長期的な経営方針を示す「東京二十三区清掃一部事務組合経営計画（平成18年1月）」の4つの柱のうち、「循環型社会づくりの一翼を担う一組」の具体的な取組について定めたものです。

なお、国においては、廃棄物や資源に関する基本的枠組みを定める「循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）」や各種リサイクル法が公布、施行されており、東京都においても一般廃棄物及び産業廃棄物について「東京都廃棄物処理計画（平成18年9月）」が策定されています。

各計画等の関係は図-2のとおりであり、本基本計画は、23区や東京都の計画、国の基本方針等と調和を図って策定しています。



注：廃棄物の減量その他適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

図-2 各種計画関係イメージ図

3 計画期間

改定後の計画期間は、平成22年度から平成32年度までの11年間とし、最終年度を清掃一組の経営計画と同じ年度としました。

また、国の策定指針に沿いおおむね5年ごとに改定するほか、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直しを行います。